名古屋市公報

平成29年 6月28日　　第1213号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局法制課長

目　次　　ページ

規　則

○ 名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則
（健福・総務課）（第75号） 4

告　示

○ 道路に関する告示（緑土・道路利活用課）（第412号） 7
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について
（環境・地域環境対策課）（第413号） 15
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について
（環境・地域環境対策課）（第414号） 17
○ 平成29年度地籍調査実施について（緑土・道路利活用課）（第415号） 19
○ 粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について
（環境・作業課）（第416号） 20
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取
（住都・建築指導課）（第417号） 25
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取
（住都・建築指導課）（第418号） 27
○ 名古屋国際会議場の指定管理者の公募
（観光・ＭＩＣＥ推進室）（第419号） 29
○ 名古屋市国際展示場の指定管理者の公募
（観光・ＭＩＣＥ推進室）（第420号） 32
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定（財政・税制課）（第421号） 35
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について（環境・地域環境対策課）（第422号） 36
○ 名古屋国際センターの指定管理者の公募（観光・国際交流課）（第423号） 38
○ 名古屋市とだがわこどもランド指定管理者の公募
（子青・青少年家庭課）（第424号） 41
○ 名古屋市五条荘及び名古屋市にじが丘荘の指定管理者の公募
（子青・子ども福祉課）（第425号） 43
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について
（緑土・東山総合公園管理課）（第426号） 45

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部改正　（第11号）　47

公　　告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　48

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　50

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　54

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告　（上下水・営業課）　57

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告　（上下水・営業課）　58

○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告　（上下水・営業課）　59

○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告　（上下水・営業課）　60

○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告　（上下水・営業課）　61

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則（第75号）

1　改正内容

敬老パス臨時乗車証に係る規定の整備を行います。（第 3条、第 5条、第 3号様式及び第 4号様式関係）

2　施行期日

平成29年 8月 2日から施行します。

名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第75号

名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市敬老パス条例施行細則（平成16年名古屋市規則第 101号）の一部を次のように改正する。

第 3条に次の 1項を加える。

4　市長は、前項の負担額を納めた者が同項の更新のため敬老パスを一時的に使用できないと認めるときその他特に必要があると認めるときは、当該者に敬老パス臨時乗車証（第 3号様式）を交付することができる。

第 5条第 1項中「（第 3号様式）」を「（第 4号様式）」に改め、同条第 4項中「（第 4号様式）」を「（第 3号様式）」に改める。

第 4号様式を削り、第 3号様式を第 4号様式とし、第 2号様式の次に次の 1様式を加える。

第 3号様式

㊙　（名古屋市保管用）
交付№

敬老パス臨時乗車証

期間	交付日から14日間有効
	年　月　日まで
交付	年　月　日交付

［№　　］

様

名　古　屋　市

注　甲票及び乙票を重ねて複写とする。

備考　用紙の大きさは、縦 9.0センチメートル、横 6.0センチメートルとする。

㊀　（利用者交付用）
交付№

敬老パス臨時乗車証

期間	交付日から14日間有効
	年　月　日まで
交付	年　月　日交付

［№　　］

様

名　古　屋　市　印

備考　用紙の大きさは、縦 9.0センチメートル、横 6.0センチメートルとする。

附　則

1　この規則は、平成29年 8月 2日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市敬老パス条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている敬老パス臨時乗車証で、現に効力を有するものは、そのものの有効期間に限り、この規則による改正後の名古屋市敬老パス条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市告示第４１２号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第２項の規定に基づき、平成29年６月19日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から２週間、一般の縦覧に供します。

平成29年６月19日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
県道	1	名古屋犬山線	名古屋市北区辻町６丁目６番の１地先から 名古屋市守山区川西一丁目1409番の２地先まで	第１附図
市道	2	上飯田通線第１号	名古屋市北区上飯田通２丁目29番地先から 名古屋市守山区川西一丁目１３２番の３地先まで	
	1	土古町線第４号	名古屋市中川区荒子町字大門東43番の２地先から 名古屋市中川区的場町１丁目４番の１地先まで	第２附図
県道	1	中川中村線	名古屋市中川区尾頭橋一丁目１２０番地先から 名古屋市中川区尾頭橋一丁目１２０番地先まで	第３附図
市道	1	江川線	名古屋市中川区尾頭橋一丁目１２０番地先から 名古屋市中川区尾頭橋一丁目１２０番地先まで	
	1	日置中野新町線第３号	名古屋市中川区露橋二丁目2810番地先から 名古屋市中川区露橋二丁目2509番地先まで	第４附図
	1	小幡瀬古線第２号	名古屋市守山区大牧町７０２番の１地先から 名古屋市守山区大牧町７１７番の２地先まで	第５附図

	1	大高常世島第１号線	名古屋市緑区大高町字常世島５番の１地先から 名古屋市緑区大高町字平野池末17番地先まで	第　6 附　図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第１附図

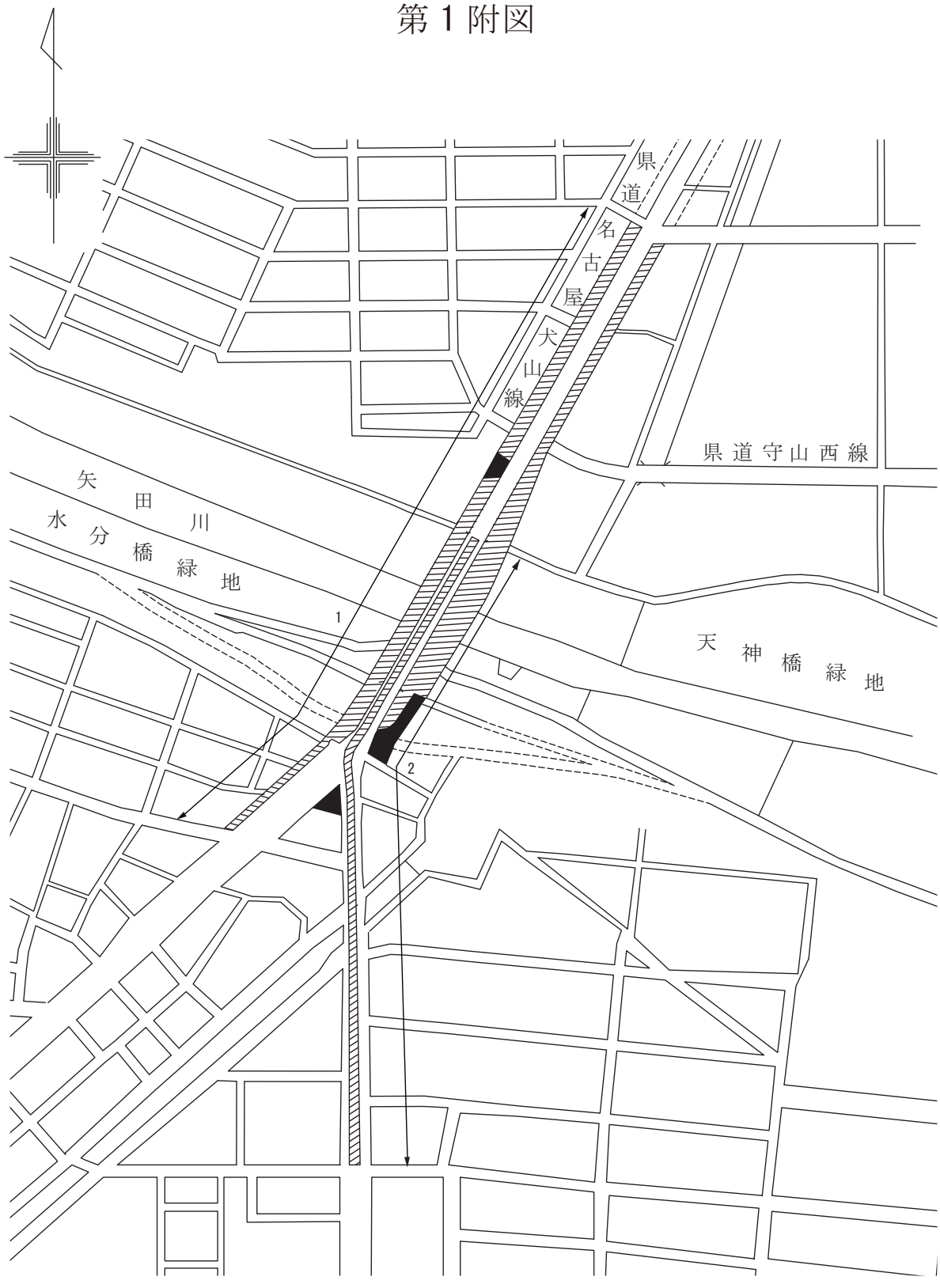

凡　例

道路の供用を開始する部分

一部供用を開始しない部分

第２附図

凡　例

道路の供用を開始する部分

第 3 附図

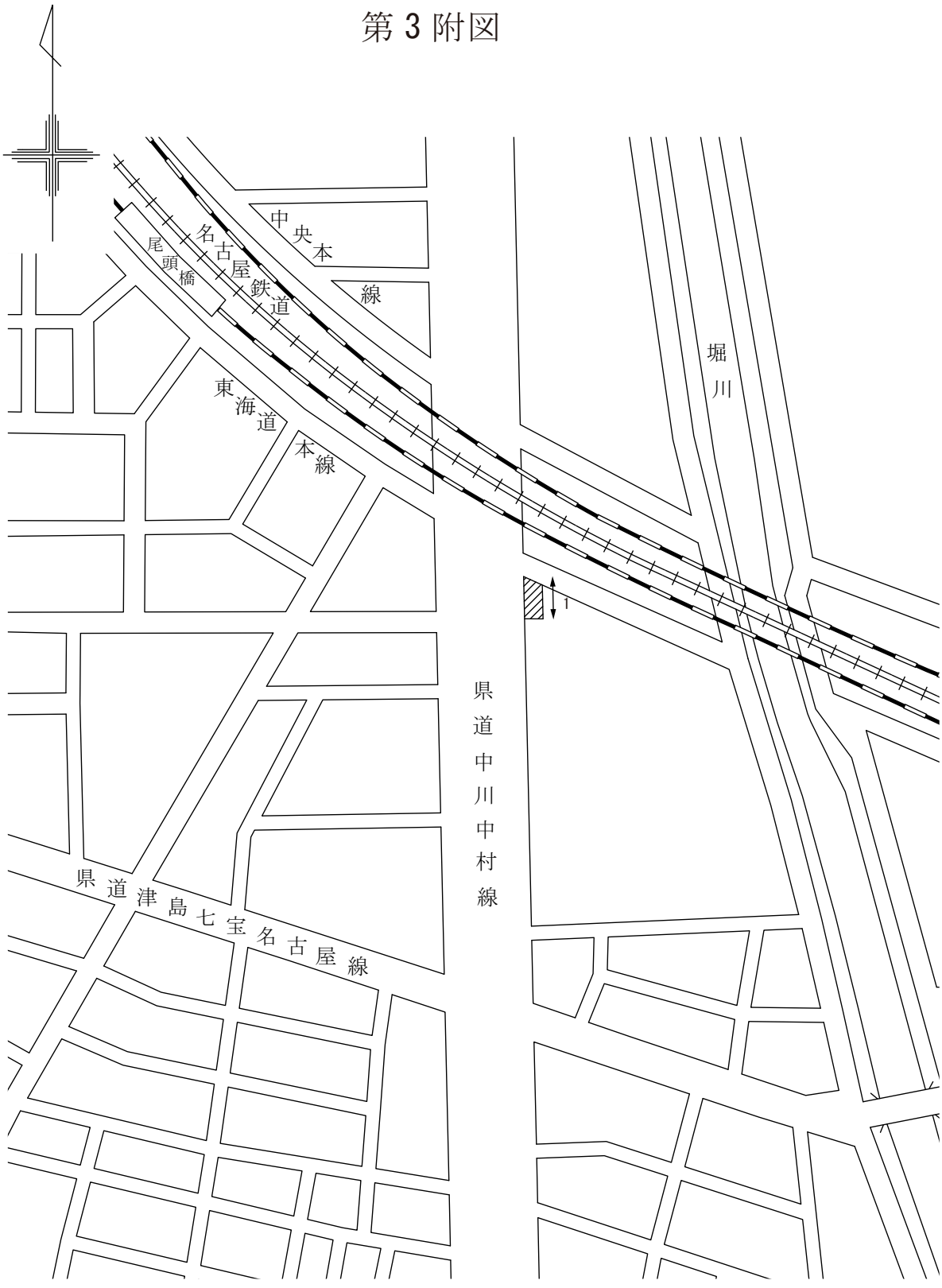

凡　例

道路の供用を開始する部分

第 4 附図

凡　例

道路の供用を開始する部分

第 5 附図

凡　例

道路の供用を開始する部分

第 6 附図

凡　例

道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 413号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 6月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域

名古屋市西区名西二丁目 406番地先、 407番地先、 408番地先、 507番地先、 508番地先、 617番地先、 618番 1地先、 618番 2地先、 619番地先、 620番地先、 621番 1地先、 621番 2地先、 622番地先、 623番地先、 711番地先、1005番地先、1101番地先、1102番地先、1103番地先、1104番地先、1105番地先、1106番地先、1107番地先、1108番地先、1109番地先、1110番地先、1111番地先、1201番地先、1204番地先、1205番地先、1206番地先、1207番地先、1208番地先、1209番地先、1210番地先、1211番地先、1212番地先、1310番地先、1311番地先、1610番地先、3301番14の一部及び3301番20の一部（詳細は、別紙のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

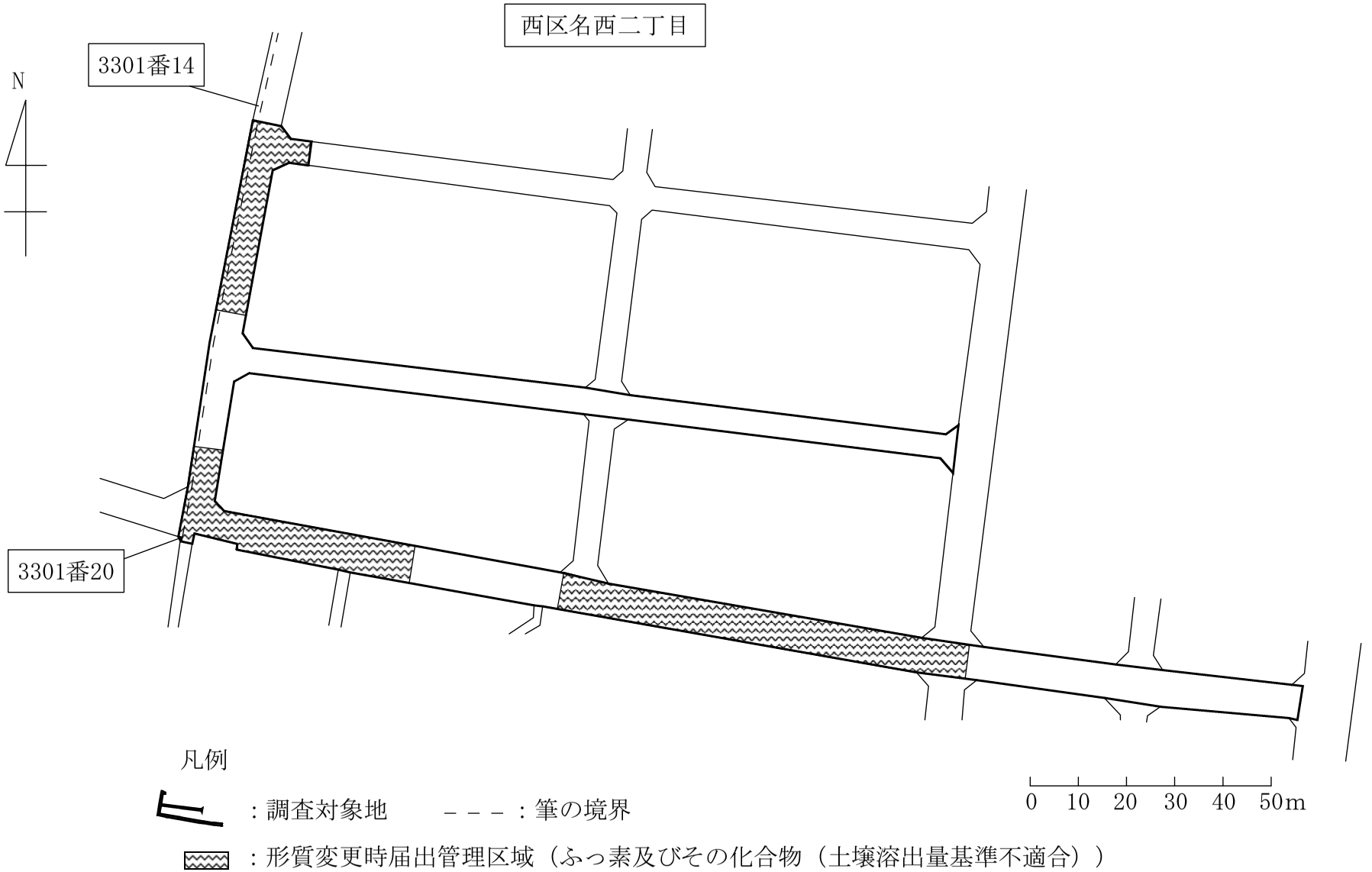
西区名西二丁目
3301番14
N
3301番20
凡例
：調査対象地
－－－：筆の境界
：形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））
0 10 20 30 40 50m

名古屋市告示第 414号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

平成29年 6月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域

名古屋市港区大江町 2番14の一部（詳細は、別紙のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

シス―一・二―ジクロロエチレン

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

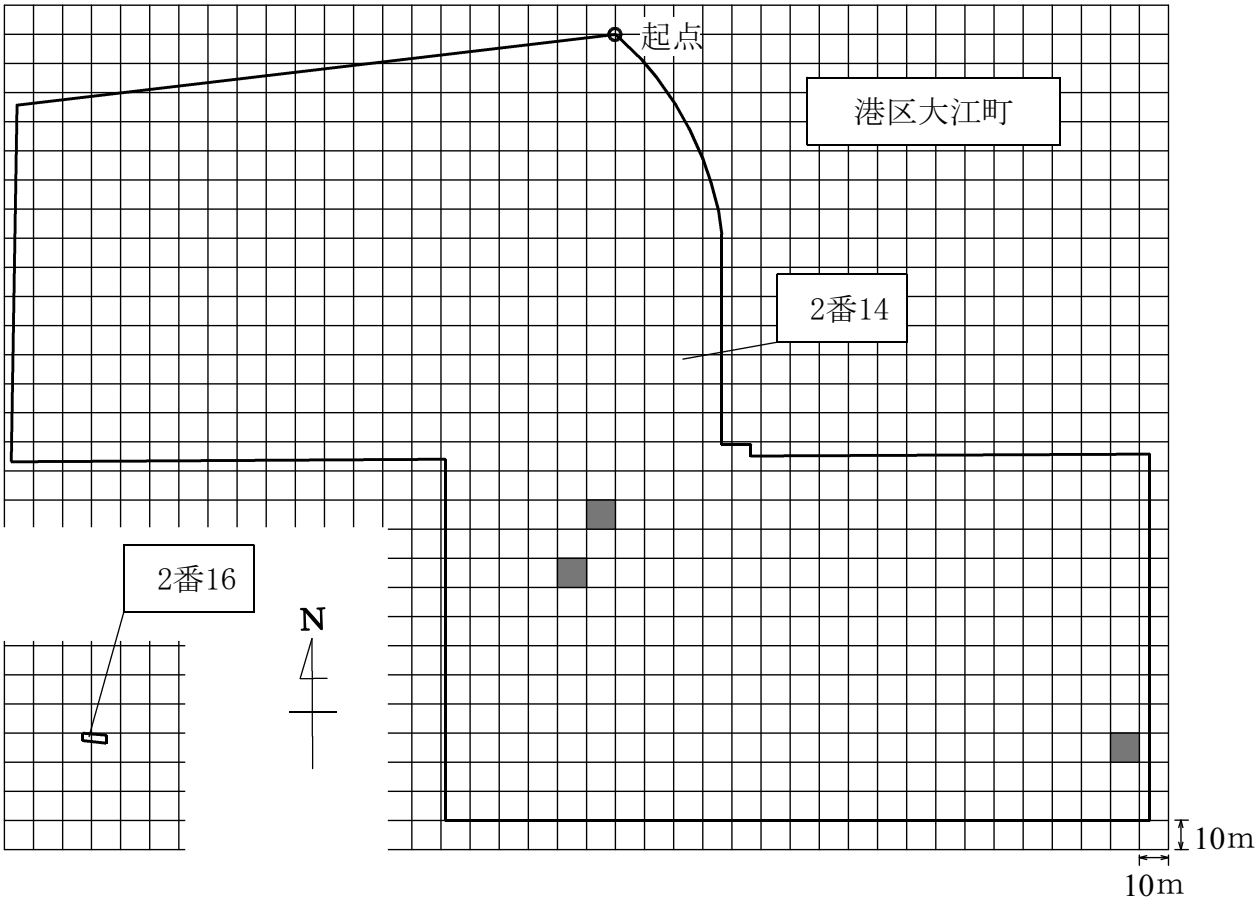

凡例

：調査対象地（筆の全部）

：形質変更時届出管理区域
（シス―一・二―ジクロロエチレン（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 415号

平成29年度地籍調査実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6条の 4第 1項の規定に基づき、平成29年度地籍調査事業を次のように実施します。

平成29年 6月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　事業計画が定められた年月日

平成29年 4月 1日

2　調査を実施する者の名称

名古屋市

3　調査地域

白水・千鳥Ⅰ

（名古屋市南区源兵衛町、天白町及び三吉町の各一部）

4　調査期間

平成29年 6月19日から平成30年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第４１６号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１５８条第１項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第２項の規定に基づき告示します。

平成29年６月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

１　委託した相手方

委託した相手方
名古屋市中村区鳥居西通１丁目１番地 株式会社アオキスーパー 代表取締役社長　青木　俊道
名古屋市北区浪打町２丁目35番地 国分グローサーズチェーン株式会社　中部運営部 部長　澤井　宏友
名古屋市守山区森孝東一丁目５０９番地 株式会社清水屋藤ケ丘店 代表取締役　清水　隆行
名古屋市中村区名駅五丁目25番１号 イオンリテール株式会社 東海・長野カンパニー人事総務部長　萩本　学
名古屋市千種区内山二丁目13番 株式会社スギヤマ薬品 代表取締役社長　杉山　貞之
名古屋市緑区六田一丁目１６０番地

株式会社スーパーヤマダイ 代表取締役　近藤　鉄也
名古屋市中村区名駅五丁目25番１号 イオンリテールストア株式会社 東海・長野カンパニー管理部長　萩本　学
東京都千代田区岩本町三丁目10番１号 山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部長　島田　克哉
名古屋市千種区今池二丁目27番22号 名古屋市公設市場協会 会長　福島　昭夫
名古屋市中区正木一丁目10番６号 名古屋酒販協同組合 代表理事　春日井　義雄
名古屋市熱田区川並町２番22号 名古屋青果物商業協同組合 理事長　小杉　利憲
名古屋市東区矢田南一丁目６番32号 名古屋東たばこ販売協同組合 理事長　大矢　武
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反１０７番地 名古屋北部青果物商業協同組合 理事長　須田　勇
岐阜県多治見市大針町６６１番地の１ 株式会社バロー 代表取締役　田代　正美
大阪市鶴見区今津南一丁目５番32号 株式会社コノミヤ 代表取締役　芋縄　隆史
名古屋市北区丸新町34番地

株式会社ビー・アンド・ディー 代表取締役　正木　寛
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長　澤田　貴司
名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番６号 株式会社フィールコーポレーション 代表取締役　蟹江　義雄
千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１ ミニストップ株式会社 代表取締役　宮下　直行
和歌山市中島１８５番地の３ 株式会社オークワ 代表取締役　神吉　康成
名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の１ 生活協同組合コープあいち 専務理事　森　政広
名古屋市東区葵三丁目15番31号 株式会社ヤマナカ 代表取締役　中野　義久
愛知県稲沢市天池五反田町１番地 ユニー株式会社 代表取締役　佐古　則男
名古屋市中川区宮脇町２丁目11番地 株式会社義津屋　太平通り店 店長　国弘　隆靖
名古屋市中区金山一丁目14番18号 株式会社ローソン 愛知・静岡運営部運営統括　神沢　伸保
名古屋市緑区池上台二丁目20番地

株式会社米増商店 代表取締役　近藤　恒人
名古屋市中区伊勢山二丁目７番28号 名古屋中たばこ販売協同組合 理事長　河野　章
東京都千代田区二番町８番地８ 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役　古屋　一樹
名古屋市西区玉池町36番地 山崎製パン株式会社名古屋工場 工場長　川北　真樹
名古屋市中区錦一丁目18番22号 マックスバリュ中部株式会社 代表取締役　鈴木　芳知
名古屋市守山区大字上志段味山の田1033番地の４ 倉知商店 代表者　倉知　幹雄
名古屋市東区東大曽根町25番９号 株式会社不二屋 取締役社長　成瀬　敏典
名古屋市北区杉栄町２丁目48番地 株式会社トミダ 代表取締役　富田　克美

2　収納を委託した手数料

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成４年名古屋市条例第46号）第32条第１項に規定する一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ処理手数料に限る。）

3　委託期間

平成29年４月１日から平成30年３月31日まで

名古屋市環境局事業部作業課

名古屋市告示第417号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第15項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成29年6月20日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市中区錦二丁目18番19号

中日本高速道路株式会社　名古屋支社長　近藤　清久

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2344番6

663.24平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別	新築
主要用途	通信機械室兼監視室
構造	鉄骨造
建築面積	80.00平方メートル
延べ面積	80.00平方メートル
最高の高さ	4.46メートル

2　日時

平成29年7月5日（水）　午後2時30分

3　場所

名古屋市守山区大字下志段味字横堤1390番地の 1

名古屋市志段味地区会館　第 1 集会室及び第 2 集会室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第418号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第15項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成29年6月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市中川区松年町4丁目66番地

一般社団法人日本海員掖済会　名古屋掖済会病院　院長　河野　弘

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市中川区松年町5丁目2番、2番1、2番2、2番3の一部、2番4、2番5、2番9、2番10

43,606.52平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別	増築
主要用途	自転車駐車場（病院の附属建築物）
構造	アルミニウム合金造
建築面積	117.83平方メートル （全体　14,940.96平方メートル）
延べ面積	236.67平方メートル （全体　64,068.98平方メートル）
最高の高さ	2.26メートル （全体　30.63メートル）

2　日時

平成29年 7 月 7 日（金）　午後 2 時30分

3　場所

名古屋市中川区松年町 4 丁目66番地

一般社団法人日本海員掖済会　名古屋掖済会病院　救命救急センター　講堂

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 419号

名古屋国際会議場の指定管理者の公募

名古屋国際会議場条例（平成元年名古屋市条例第36号）第12条第 1項の規定により、名古屋国際会議場の指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 6月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋国際会議場

(2) 所在地

名古屋市熱田区熱田西町 1番 1号

2　業務の範囲

(1) 一般の利用に供すること。

(2) 使用の許可に関すること（ただし、工事等の都合により、市との協議が必要になる場合があります。）。

(3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕若しくは模様替又は 1件3,000千円を超える修繕を除く。）に関すること（市の実施する調査等への協力を含む。）。

(4) 施設及び附属設備の利用料金並びに施設の使用（目的外使用を含む。）にかかる電気、ガス及び水道の料金その他の料金で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものの徴収等に関すること。

(5) 事業計画書及び収支予算書の提出

(6) 事業報告書及び収支決算書の提出

(7) 管理運営状況の点検・評価及び利用者満足度調査等の実施

(8) 災害や事故が発生した場合など、緊急時の対応に関すること（避難所業務等を含む。）。

(9) 指定期間終了による業務の引継ぎ

(10) 利用者サービスの向上のための事業

(11) 施設の設置目的を効果的に達成するための提案事業

(12) その他必要な管理運営業務

3 指定期間

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部ＭＩＣＥ推進室（名古屋市役所本庁舎 3階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3169

ファクシミリ番号 052-972-4201

電子メール a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成29年 6月22日（木）から同年 8月22日（火）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除きます。）。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html

(3) 申請書類の受付

平成29年 8月17日（木）から同年 8月22日（火）までの午後 1時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条

例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

申請書等の提出は持参によるものとします。あらかじめ電話で予約したうえで来庁してください。

5　募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市観光文化交流局観光交流部ＭＩＣＥ推進室

名古屋市告示第 420号

名古屋市国際展示場の指定管理者の公募

名古屋市国際展示場条例（昭和48年名古屋市条例第23号）第12条第 1項の規定により、名古屋市国際展示場の指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 6月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市国際展示場

(2) 所在地

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2番地

2　業務の範囲

(1) 一般の利用に供すること。

(2) 使用の許可に関すること（ただし、工事等の都合により、市との協議が必要になる場合があります。）。

(3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕若しくは模様替又は 1件3,000千円を超える修繕を除く。）に関すること（市の実施する調査等への協力を含む。）。

(4) 施設及び附属設備の使用料並びに施設の使用（目的外使用を含む。）にかかる電気、ガス及び水道の料金その他の料金で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものの徴収等に関すること。

(5) 事業計画書及び収支予算書の提出

(6) 事業報告書及び収支決算書の提出

(7) 管理運営状況の点検・評価及び利用者満足度調査等の実施

(8) 災害や事故が発生した場合など、緊急時の対応に関すること（広域避難場所業務等を含む。）。

(9) 指定期間終了による業務の引継ぎ

(10) 利用者サービスの向上のための事業

(11) 施設の設置目的を効果的に達成するための提案事業

(12) その他必要な管理運営業務

3 指定期間

平成30年 4月 1日から平成33年 3月31日までの 3年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部ＭＩＣＥ推進室（名古屋市役所本庁舎 3階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3169

ファクシミリ番号 052-972-4201

電子メール a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成29年 6月22日（木）から同年 8月22日（火）までの午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除きます。）。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html

(3) 申請書類の受付

平成29年 8月17日（木）から同年 8月22日（火）までの午後 1時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条

例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

申請書等の提出は持参によるものとします。あらかじめ電話で予約したうえで来庁してください。

5　募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市観光文化交流局観光交流部ＭＩＣＥ推進室

名古屋市告示第421号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第４項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成29年６月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備　　考
学校法人梅村学園	名古屋市昭和区八事本町101番地の２	平成29年１月１日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 422号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 6月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域

名古屋市昭和区福江三丁目 711番 2の一部、 711番 3の一部、 711番 4の一部、 711番 5の一部及び 711番 6の一部（詳細は、別紙のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒(ひ)素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

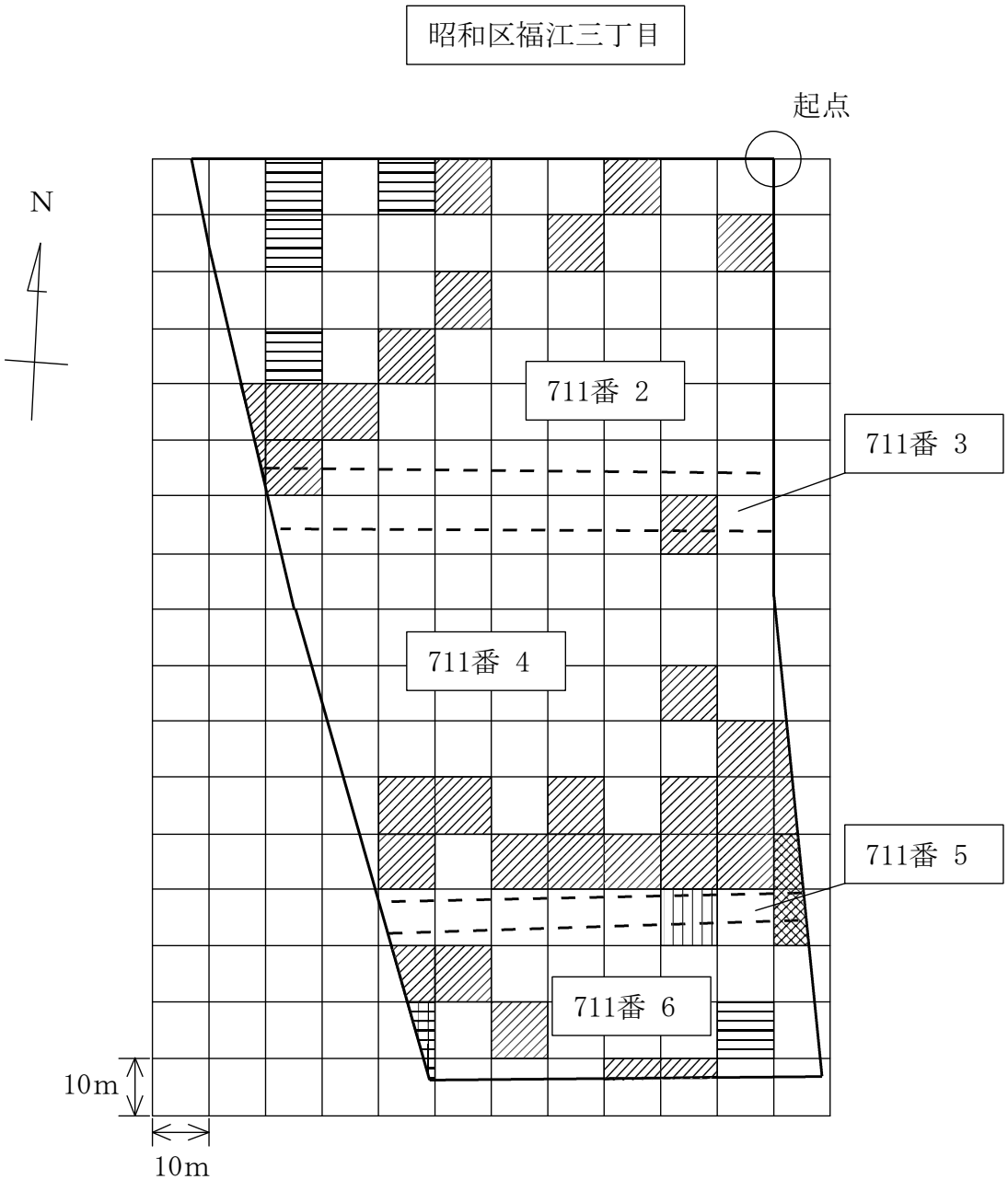

凡例

：調査対象地　　－－－：筆の境界

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）及びふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）及び鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第423号

名古屋国際センターの指定管理者の公募

名古屋国際センター条例（昭和59年名古屋市条例第38号）第12条第1項の規定により、名古屋国際センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年6月22日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋国際センター

(2) 所在地

名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

2　業務の範囲

(1) 地域の国際化推進のための情報提供及び相談

(2) 地域の国際化推進のための講座及び研修

(3) 地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進

(4) その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業

(5) 施設管理運営業務

ア　施設の供用及び使用の許可に関すること。

イ　附属設備の管理に関すること。

ウ　利用料金に関すること。

(ｱ) 利用料金徴収業務

(ｲ) 利用料金の減免に関すること。

(ｳ) 利用料金の還付に関すること。

エ　施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕又は模様替を除く。）に

関すること。

(6) 事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書の提出に関すること。

(7) 利用者サービスの向上、利用率の向上、苦情解決、管理運営状況の自己評価・点検及び利用者調査に関すること。

(8) 指定管理者の引継ぎに関すること。

ア　現指定管理者からの業務の引継ぎ

イ　次期指定管理者への業務の引継ぎ

(9) 緊急時対応に関すること。

ア　災害への対応に関すること。

イ　事故への対応に関すること。

(10)　その他必要な事項

3　指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

4　公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号　052-972-3062

ファクシミリ番号　052-972-4200

電子メールアドレス　a3061@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成29年6月22日（木）から平成29年8月15日（火）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時00分までを除く。）ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス　http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000094440.html

(3) 申請書類の受付

ア　受付期限

平成29年８月22日（火）午後５時必着

イ　受付方法

４(1) の配布場所へ直接持参又は郵送

5　募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課

名古屋市告示第 424号

名古屋市とだがわこどもランド指定管理者の公募

名古屋市とだがわこどもランド条例（平成 8年名古屋市条例第12号。以下「条例」という。）第12条第 1項の規定により、名古屋市とだがわこどもランド（以下「こどもランド」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 6月23日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市とだがわこどもランド

(2) 所在地

名古屋市港区春田野一丁目3616番地

2　業務の範囲

(1) 条例第 2条に規定する事業の実施に関すること。

(2) こどもランドの施設の使用の許可に関すること。

(3) こどもランドの施設の使用料の徴収に関すること。

(4) こどもランドの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(5) その他市長が定める業務

3　指定期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年間

4　公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号　052-972-3257

ファクシミリ番号　052-972-4439

電子メールアドレス　a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成29年 6月23日（金）から同年 8月 3日（木）の午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000094309.html

(3) 申請書類の受付

ア　受付期間

平成29年 7月25日（火）から同年 8月 3日（木）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）。ただし、名古屋市の休日を除きます。

イ　受付方法

前日までに連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5　募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 425号

名古屋市五条荘及び名古屋市にじが丘荘の指定管理者の公募

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 5条第 1項の規定により、名古屋市五条荘（以下「五条荘」という。）及び名古屋市にじが丘荘（以下「にじが丘荘」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 6月23日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　施設名及び所在地

施　設　名	所　在　地
名古屋市五条荘	名古屋市南区五条町 3丁目 1番地
名古屋市にじが丘荘	名古屋市名東区にじが丘 3丁目17番地

2　業務の範囲

(1) 入所者の保護及び生活支援に関すること。

(2) 五条荘及びにじが丘荘の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(3) その他市長が定める業務

3　指定期間

平成30年 4月 1日から平成40年 3月31日までの10年間

4　公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号　052-972-2519

ファクシミリ番号　052-972-4438

電子メールアドレス　a2519@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成29年 6月23日（金）から同年 8月 3日（木）の午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス：http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000094199.html

(3) 申請書類の受付

ア　受付期間

平成29年 7月25日（火）から同年 8月 3日（木）の午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を除きます。

イ　受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5　募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

名古屋市告示第 426号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託しました。

平成29年 6月23日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　委託した有料公園施設の使用料
動植物園（東山公園）の使用料
展望塔（東山公園）の使用料

2　委託した相手方
東京都品川区東品川二丁目 3番11号
株式会社ジェイティービー
代表取締役社長　髙橋　広行

東京都品川区大崎一丁目11番 2号
株式会社ローソンＨＭＶエンタテイメント
代表取締役社長　坂本　健

東京都千代田区二番町 8番地 8
株式会社セブンドリーム・ドットコム
代表取締役　小園　裕三

名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
名鉄観光サービス株式会社

代表取締役社長　日柴喜　俊久

3　委託期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

平成29年６月19日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第５号様式注第２項中

「　㊡半：臨時休暇（半日単位）を利用した日　　」

を

「　㊡半：臨時休暇（半日単位）を利用した日

　㊡　h：臨時休暇（時間単位）を利用した日（ｈの前に時間数を入れるものとする。）　　」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成29年６月１日から適用する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の規定に基づき調製されている用紙でなお残量のあるものは、改正後規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 6月19日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

服部・コメ兵ビル

名古屋市中区大須三丁目25番31号

2　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　名	住　　所
㈱コメ兵	代表取締役 石原　司郎	名古屋市中区大須三丁目25番31号	変更なし	代表取締役 石原　卓児	変更なし

3　変更の日

平成25年 6月26日

4　変更した理由

代表者の変更のため

5　届出の日

平成29年 5月18日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 6月19日から同年10月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月19日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 6月23日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ＪＲセントラルタワーズ・ＪＲゲートタワー・ＪＰタワー名古屋

名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1　ほか36筆

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　　称	代表者の氏　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　名	住　　所
ジェイアールセントラルビル㈱	代表取締役 吉川　直利	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 3号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名　　称	代表者の氏　名	住　　所	名　　称	代表者の氏　名	住　　所	
1	ジェイアールセントラルビル㈱	代表取締役 吉川　直利	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号	変更なし	変更なし	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 3号	平成28年10月31日
2	㈱トレセンテ	代表取締役 小鑓　洋亮	東京都港区新橋六丁目 1番11号	変更なし	代表取締役 濱中　眞紀夫	東京都中央区日本橋兜町13番 1号	平成29年 4月28日

3	—	—	—	㈱郵便局物販サービス	代表取締役 松村　茂	東京都江東区東陽四丁目 1番13号	平成28年 6月17日
4	—	—	—	㈱ヴィ・ド・フランス	代表取締役 村上　知義	東京都千代田区岩本町三丁目10番 1号	平成28年 6月17日
5	—	—	—	井村屋㈱	代表取締役 前山　健	三重県津市高茶屋七丁目 1番 1号	平成28年 6月17日
6	—	—	—	㈱ザ・クロックハウス	代表取締役 大野　禄太郎	東京都中央区京橋一丁目11番 2号	平成28年 6月17日
7	—	—	—	㈲山口工芸	代表取締役 市橋　人士	福井県鯖江市西袋町 503番地	平成28年 6月17日
8	—	—	—	㈱伊織	代表取締役 村上　雄二	愛媛県松山市湯渡町10番25号	平成28年 11月15日
9	—	—	—	㈱メガネの和光	代表取締役 清水　恭一	名古屋市中区栄三丁目15番 4号	平成28年 6月17日
10	—	—	—	㈱グリーンハウス	代表取締役 田沼　千秋	東京都新宿区西新宿三丁目20番 2号	平成28年 6月17日
11	—	—	—	㈱メニコン	代表取締役 田中　英成	名古屋市中区葵三丁目21番19号	平成29年 4月1日
12	—	—	—	㈱ユニクロ	代表取締役 柳井　正	山口県山口市佐山 717番地 1	平成29年 4月7日
13	—	—	—	㈱ジーユー	代表取締役 柚木　治	東京都港区赤坂九丁目 7番 1号	平成29年 4月7日
14	—	—	—	㈱ビックカメラ	代表取締役 宮嶋　宏幸	東京都豊島区高田三丁目23番23号	平成29年 4月7日

15	―	―	―	㈱ローソン	代表取締役 竹増　貞信	東京都品川区大崎一丁目11番 2号	平成29年 4月 1日
16	―	―	―	㈱マグネティックフィールド	代表取締役 山本　将守	名古屋市中区錦二丁目 7番29号	平成29年 3月 30日
17	―	―	―	㈱青柳総本家	代表取締役 後藤　敬	名古屋市守山区瀬古一丁目 919番地	平成29年 3月 30日
18	―	―	―	中部フーズ㈱	代表取締役 安田　勝彦	岐阜県多治見市高根町 4丁目20番地	平成29年 3月 30日
19	―	―	―	㈱ナチュール・メイ	代表取締役 神谷　有紀	名古屋市守山区永森町 202番地	平成29年 3月 30日
20	―	―	―	㈱杉養蜂園	代表取締役 米田　弘一	熊本市北区貢町 571番15号	平成29年 3月 30日
21	―	―	―	㈱日比谷花壇	代表取締役 宮島　浩彰	東京都港区南麻布一丁目 6番 3号	平成29年 3月 30日

3　変更の日

(1) 設置者については、平成28年10月31日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4　変更した理由

(1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、住所変更のため

(2) No. 2の小売業者については、代表者の氏名及び住所の変更のため

(3) No. 3からNo.21までの小売業者については、入店のため

5　届出の日

平成29年 5月26日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 6月23日から同年10月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月23日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 6月23日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

第二星ヶ丘ビル・星が丘テラス

名古屋市千種区星が丘元町14番14号　外 5筆

2　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	キャスキッドソンジャパン㈱	代表取締役池田　マイク	東京都港区北青山三丁目 6番 7号	変更なし	変更なし	東京都港区北青山三丁目 5番43号	平成27年12月21日
2	㈱デビイ	代表取締役判治　賢記	名古屋市名東区上社四丁目 131番地	変更なし	変更なし	名古屋市名東区上菅一丁目1013番地	平成29年 1月18日
3	原　英寛	―	名古屋市千種区東山通 1丁目15番地 1	㈲メタルクラフトＺＩＺＩ	代表取締役原　英寛	変更なし	平成28年 3月31日
4	ギャップジャパン㈱	代表取締役エリン・ノーラン	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号	変更なし	代表取締役スティーブン・セア	変更なし	平成28年11月 2日

5	㈱レリアン	代表取締役 大塚　泰蔵	東京都世田谷区瀬田五丁目39番20号	変更なし	代表取締役 小谷　建夫	変更なし	平成29年4月1日
6	エノテカ㈱	代表取締役 櫻井　裕之	東京都港区南麻布五丁目14番15号	―	―	―	平成28年8月8日
7	Ｇｅｏｘ　Ｊａｐａｎ㈱	代表取締役 ジョルジョ・プレスカ	東京都港区白金一丁目27番 6号	―	―	―	平成29年1月31日
8	㈱Ｌ＆Ｓコーポレーション	代表取締役 松浦　均	東京都台東区寿四丁目1番 2号	―	―	―	平成29年1月31日
9	―	―	―	㈱ライフスタイルアクセント	代表取締役 山田　敏夫	熊本市中央区手取本町4番 7号	平成28年10月3日
10	―	―	―	タキヒョー㈱	代表取締役 滝　一夫	名古屋市西区牛島町 6番 1号	平成29年2月1日
11	―	―	―	㈱Ｙｏｇｉｂｏ　Ｊａｐａｎ	代表取締役 木村　誠司	大阪市中央区瓦町三丁目 6番 5号	平成29年2月1日

3　変更の日

上記 2で既述

4　変更した理由

(1) No. 1及びNo. 2の小売業者については、住所変更のため

(2) No. 3の小売業者については、有限会社化のため

(3) No. 4及びNo. 5の小売業者については、代表者変更のため

(4) No. 6からNo. 8までの小売業者については、退店のため

(5) No. 9からNo.11までの小売業者については、入店のため

5　届出の日

平成29年 5月23日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 6月23日から同年10月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月23日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

平成29年 6月23日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名　　称	代表者	所　在　地	指定年月日
第1043号	㈲丸喜建設	近藤　千春	名古屋市港区藤前一丁目 105番地	平成29年 5月17日
第1382号	㈲ハウスメイクタカギ	髙木　聡	名古屋市天白区高島二丁目1603番地	平成29年 5月17日
第1383号	日本設備工業㈱	髙山　真人	東京都千代田区大手町一丁目 7番 2号	平成29年 5月17日
第1384号	永昇建設㈱	永井　利昌	愛知県稲沢市池部町二丁目47番地の 1	平成29年 5月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 9条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第 2号の規定により公告する。

平成29年 6月23日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名　　称	代表者	所　在　地	廃止年月日
第 319号	名古屋西水道工業	木村　謙	愛知県清須市枇杷島駅前東 1丁目 3番地 5	平成29年 5月 8日
第 724号	㈲杉山浴槽設備	杉山　信太郎	名古屋市千種区山門町 2丁目57番地	平成29年 5月 8日
第1067号	㈲桶甚商店	西脇　勝	名古屋市東区筒井二丁目 2番 2号	平成29年 5月 8日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

平成29年 6月23日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名　　称	代表者	所　在　地	指定年月日
第1382号	㈲ハウスメイクタカギ	髙木　聡	名古屋市天白区高島二丁目1603番地	平成29年 5月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 3号の規定により公告する。

平成29年 6月23日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名　　称	代表者	所　在　地	廃止年月日
第 319号	名古屋西水道工業	木村　謙	愛知県清須市枇杷島駅前東 1丁目 3番地 5	平成29年 5月 8日
第1067号	㈲桶甚商店	西脇　勝	名古屋市東区筒井二丁目 2番 2号	平成29年 5月 8日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成29年 6月23日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名　　称	代　表　者		変更年月日
		旧	新	
第33号	㈾共栄水道工業所	加藤　昭雄	加藤　英人	平成29年 5月19日
第 876号	ノザキ㈱	野崎　奈良美	野崎　小百合	平成29年 5月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課